



# 山形県公報

令和3年3月12日(金)  
第187号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……197
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……198
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・担い手支援課) ……同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(都市計画課) ……199
- 同……………(下水道課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会計局) ……200

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 令和3年1月24日執行の山形県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨……………同
- 直接請求に必要な有権者の数……………201

### 企業局関係

#### 規 程

- 山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程……………202

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁総務課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第149号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
有限会社なごみの部屋 米沢市門東町二丁目8番38号	香房 hiyori 米沢市福田町二丁目3番169号	就労継続支援(A型)	令和3.3.31

**山形県告示第150号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人光の子 鶴岡市大塚町28番40号E棟	特定非営利活動法人光の子 鶴岡市大塚町28番40号E棟	放課後等デイサービス	令和 3. 3. 31

**山形県告示第151号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	訪問入浴サービスふれあい 鶴岡市西新斎町14番26号	訪問入浴介護	令和 3. 3. 31

**山形県告示第152号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	訪問入浴サービスふれあい 鶴岡市西新斎町14番26号	介護予防訪問入浴介護	令和 3. 3. 31

**山形県告示第153号**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.80%」を「年0.70%」に改める。

**附 則**

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和3年2月19日から適用する。
- 令和3年2月19日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第154号**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.80パーセント」を「年0.70パーセント」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和3年2月19日から適用する。
- 2 令和3年2月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第155号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
鶴岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種 類 鶴岡都市計画道路事業  
(2) 名 称 3・4・19号山王町本町線
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
平成28年5月6日から令和7年3月31日まで

**山形県告示第156号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
上山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業  
(2) 名 称 上山市公共下水道
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和50年3月5日から令和8年3月31日まで

**山形県告示第157号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
上山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業  
(2) 名 称 上山市公共下水道（最上川流域下水道（山形処理区）上山市流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更

4 事業施行期間

平成14年3月8日から令和8年3月31日まで

山形県告示第158号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

令和3年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の名称 及び代表者氏名	売りさばき所の所在地		承認年月日
	変 更 前	変 更 後	
株式会社荘内銀行 取締役頭取 田尾 祐一	新庄市栄町6番1号	同 左	令和 3. 3. 8
	最上郡最上町大字向町605番5	同 左	
	最上郡金山町大字金山407番地	同 左	
	最上郡真室川町大字新町137番地6		
	鶴岡市本町一丁目9番7号	同 左	
	鶴岡市大山二丁目16番33号	同 左	
	鶴岡市温海戊577番地1		
	鶴岡市藤島字笹花25番地	同 左	
	酒田市本町一丁目2番52号	同 左	
	酒田市観音寺字町後33番地の1	同 左	
	飽海郡遊佐町遊佐字京田103番地	同 左	

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和3年1月24日執行の山形県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和3年3月12日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕 谷 真 生

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年1月24日執行 山形県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

30,603,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	大内理加	所属党派	無所属	期間	令和3年1月7日から 令和3年2月28日まで	第3回分
出納責任者氏名	秋葉一正					
収入				支出		
主たる寄附				人件費		0円
（氏名） （団体名）	（職業）	（寄附額）	0円	家屋費		0
				選挙事務所費		0
				集合会場費		0
				通信費		247,457
				交通費		0
				印刷費		0
				広告費		0
				文具費		0
				食糧費		0
その他の寄附	0件		0	休泊費		0
その他の収入			247,457	雑費		0
今回計			247,457	今回計		247,457
前回計			6,487,663	前回計		8,646,515
総計			6,735,120	総計		8,893,972

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和3年3月1日	第3回報告分
----------	----------	--------

山形県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年3月12日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,263人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 214,139人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	68,737人	上山市	8,651人	南陽市	8,736人
米沢市	22,401人	村山市	6,731人	東村山郡	7,166人
鶴岡市	35,417人	長井市・ 西置賜郡	15,275人	最上郡	10,837人
酒田市・ 飽海郡	32,833人	天童市	17,253人	東置賜郡	10,686人

新庄市	9,832人	東根市	13,190人	東田川郡	7,982人
寒河江市・ 西村山郡	22,219人	尾花沢市・ 北村山郡	6,429人		

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第1号

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月12日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

#### 山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程（昭和40年9月30日山形県企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「1回/12年」を「1回/15年」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和3年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
令和2年12月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人田舎体験塾つのかわの里
  - (2) 代表者の氏名  
安食 捷雄
  - (3) 主たる事務所の所在地  
最上郡戸沢村大字角川481番1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、本当に豊かに生きるための知恵や技術を次世代に伝えるため、農山村の自然や文化を守り、交流人口の拡大や地域の振興を図ることを目的とする。